

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市中之口先人館
所管部・課	西蒲区役所地域総務課
所在地	新潟市西蒲区中之口363番地
根拠法令	
設置条例	新潟市中之口先人館条例
施設概要	設置:平成12年11月3日 敷地:4612.67㎡・建築面積:1044.81㎡ 建物構造:鉄筋コンクリート造 瓦葺 一部地階 施設内容:先人展示室・映像ホール・ギャラリー・相撲場・屋外ステージ

施設 の 設置 目的
中之口地区の先人に関する資料を保存公開し、先人の業績を顕彰するとともに、市民文化の向上を目的とする。
管理・運営に関する基本理念，方針等
1資料の収集・整理及び保存と調査研究 ①資料の保存環境に努め、劣化を防止し長く後世に残るようにする。 ②資料の整理に努め、展示、公開など資料利用の環境を整える。
2資料の公開及び展示 ①資料の公開及び展示は、施設目的の重要なテーマとして位置付ける。 ②広報活動に積極的に取り組み、より多くの市民に先人の偉業を伝える努力をする。
3ギャラリー・相撲場・屋外ステージの貸出 ①市民の芸術、文化活動の発表の場であると同時にそれらに触れる場として利用を推進する。